

**花き日持ち性向上生産管理基準認証制度運営要領**

一般社団法人日本花き生産協会

１．趣旨

　一般社団法人日本花き生産協会は、花きの日持ち性を高めるために生産者が行うべき作業内容を「日持ち性向上生産管理基準」として品目毎に定め、その基準に準じて策定した自己実施規定に従って生産・出荷する生産者及び生産者団体を認証します。日持ち性向上生産管理基準認証を取得した生産者・生産者団体が生産し、出荷した花きが、購入者の家庭等において、より長く楽しんでいただくことで、花きの消費拡大に資することを目指します。

２．認証の仕組み

（１）認証主体

一般社団法人日本花き生産協会（以下「生産協会」と言います。）

（２）認証対象者

花き生産者及び生産者団体（農協部会、専門農協及び出荷組合を含む。）（以下「生産者等」と言います。）

（３）認証内容

　花きの日持ち性向上を図る上で行うべき栽培管理、採花後処理、出荷準備などの作業項目を内容とする「花き日持ち性向上生産管理基準」（以下「生産管理基準」と言います。）に準じた自己実施規程を策定し、それに基づいて生産・出荷管理を確実に行っている生産者・生産者団体であることを証明します。

（４）認証区分

①　切花１７品目

輪ぎく、スプレーマム、ばら、カーネーション、ユリ類、チューリップ、ガーベラ、スターチス類、トルコギキョウ、リンドウ、スイートピー、宿根カスミソウ、アルストロメリア、ダリア、コギク、一般切花（施設）、一般切花（露地）

②　鉢物：

シクラメン、アジサイ、ファレノプシス、ベゴニア類、ポットカーネーション、カランコエ、ポインセチア、ポットマム、サイネリア、シンビジウム、デンドロビウム及び一般鉢物

（５）認証基準

①　自己実施規定が生産管理基準のうち必須の２項目を含む８割以上を実施することとしていること。

②　自己実施規定に基づいた作業を確実に実施する体制となっており，実践していることが確認できること。

（６）結果の公表

生産協会のホームページに掲載するとともに、認証取得者一覧表を花き卸売市場、仲卸商、販売店などの関係全国団体に配布して各団体の会員にお知らせします。

３．認証取得の手順

（１）責任体制の明確化

生産者等は、「花き日持ち性向上生産管理責任者」を設置して、自己実施規程を定めるとともに，その内容が確実に実施されていることを監督します。自己実施規程を定める際、該当生産者等を担当する普及指導員、農協営農指導員等指導機関とよく相談し、また、指導を受けて策定するものとします。

さらに、生産者団体の場合は、構成員に対して指導を徹底するための研修会等の開催計画を策定し、確実に実践する体制をつくるものとします。

（２）認証取得の申請

①　生産者等は、普及指導員、農協営農指導員等指導機関の指導を得た上で、認証申請書（様式1）及び下記の添付資料を作成し、都県花き生産者団体事務局（以下「花き連等」と言う。）に正副２部提出します。

ア　品目別生産管理基準の自己診断結果票

イ　自己実施規程（生産管理基準に準じた内容の団体構成員用指導書等を含む。）

ウ　生産者団体の場合、組織活動状況が分かる資料（規約、部会総会資料、研修会資料など。）

②　申請は随時受付けします。審査にあたって対象花きの生育期間中に現地確認を行うため、現地確認受入れ可能日の６週間前までに申請を行うものとします。

③　花き連等は、提出された申請書に漏れがないか、誤字脱字がないか及び添付書類が揃っているかの内容を確認後、写しを保管し正本を生産協会へ送付します。

（３）認証審査

①　生産協会は、花き連等から受領した申請書及び添付資料を確認します（書類審査）。

②　生産協会は、審査対象として適正と認められた申請者について、花き連等の協力を得て現地（ほ場及び選花場等）を訪問し、申請書に記載された内容が確実に実践されていることを確認して審査結果報告書を取りまとめます。現地確認は、予め任命された現地確認委員と生産協会で実施します。

③　書類審査及び現地審査の結果を基に、生産協会内に「花き日持ち性向上生産管理基準認証審査委員会」（以下「審査委員会」と言う。）を設置して、その議を経て認証の適否を判定します。

（４）認証書の授与

合格した生産者等には認証書（様式２）を花き連等を通じて授与します。認証取得者は、出荷用外箱や名刺、取得者のホームページなどに認証マーク・ロゴ「日持ちさん」を掲示・利用することが出来ます。

（５）有効期間

認証書発行日から3年間とします。なお、認証者が申請時の状況と異なる状況となり、出荷している花きが、日持ち性に関して品質の維持が困難なことが明確となった場合には、認証を取り消すことがあります。

（６）更新

認証を取得してから３年経過した時点で、更新審査を実施します。なお、認証取得者が健康上等の理由により花き栽培から撤退する場合は、有効期間内であっても花き連等を通じてその旨を連絡してください。

（７）経費負担

生産協会は、新規の申請審査及び更新審査ともに，個人(法人経営を含む)の場合は15,000円、生産者団体の場合は、50,000円の審査手数料に加え、現地審査に要した交通費等を併せて申し受けます。現地審査終了後に花き連等を通じて請求し、払い込まれたことが確認出来次第、審査委員会を開催します。

４．認証取得者の責務

（１）認証取得者の自覚

認証取得者は、本認証制度が生産者の自主的な取組であることに留意し、花き業界関係者のみならず消費者の信頼を損ねることがないように努めます。

（２）記録の保持

認証取得者は、栽培履歴（施肥、防除実績を含む）、採花日、前処理の実施状況等の記録を整備し、５年間保存します。

（３）苦情等の処理

苦情等が発生した場合には、関係者と協力して、誠意を持ってその処理に当たるものとします。

（４）年次報告の提出

認証者は、毎事業年度終了後速やかに、別記様式（様式3）により作業管理基準認証実施状況を花き連等を経由して、生産協会に提出します。